



飲食店・事業者のみなさまへ

事務所、工場、ホテル、旅館、飲食店、旅客運送事業船舶、鉄道など

改正健康増進法が2020年4月1日から全面施行され、喫煙ルールが変わりました。

多くの人が 利用する施設※1は **屋内禁煙**です

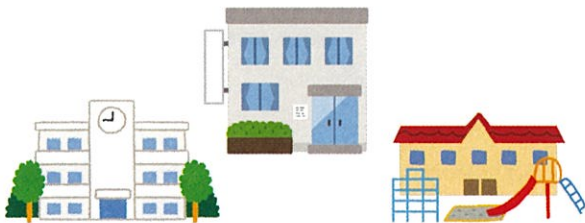
望まない受動喫煙を防止するために、
皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

第一種施設

学校、病院、児童福祉施設、
行政機関の庁舎など

原則敷地内禁煙

例外として、屋外に特定屋外喫煙場所の設置が可能



第二種施設

飲食店、事務所、工場、ホテルなど

(第一種施設と喫煙目的室※2以外)

原則屋内禁煙

例外として基準を満たした小規模飲食店(既存特定飲食提供施設)は経過措置が認められています。(保健所への届け出が必要です)

既存特定飲食提供施設の要件

- ①2020年4月1日時点で営業している
- ②資本金または出資の総額5,000万円以下
- ③客席面積100m²以下

経過措置の届け出をすれば喫煙可能ですが、標識の掲示が義務づけられており、20歳未満は立ち入り禁止です。

屋内での喫煙には、基準を満たした喫煙専用室の設置が必要です

たばこの煙の流出を防止するための技術的基準(次の1~3)を満たすこと

- 1 出入口における室外から室内へ流入する
空気の流れ(風速)が0.2m/秒以上であること
- 2 壁、天井等によって区画されていること
- 3 たばこの煙が屋外又は外部に排気されていること

煙が屋外へ
排出



煙が流出
しないように
区画

出入口の空気の流れ
0.2m/秒以上

喫煙エリアは、20歳未満は立入禁止です

受動喫煙による健康被害が大きな20歳未満の方は従業員であっても喫煙エリアに立ち入らせることはできません。
(清掃業者、配送業者の方も同様です。)

施設に喫煙専用室がある場合は標識の掲示が必要です

施設の出入口および、喫煙専用室の入口には標識の掲示が義務づけられています。

標識の
印刷用データは
こちら



※1 2人以上の者が同時に、又は、入れ替わり利用する施設をいいます。

※2 喫煙を主目的とするバー・スナック、店内で喫煙可能なたばこ販売店、公衆喫煙所など(たばこの煙の流出を防止するための技術的基準に適合することが必要)

〈設置可能な喫煙室〉

新規施設

喫煙専用室



○喫煙が可能
×飲食などの提供不可
施設の一部に設置可

加熱式たばこ専用喫煙室



▲加熱式たばこに限定
○飲食などの提供可能
施設の一部に設置可

喫煙目的室 ※3条件あり



○喫煙が可能
○飲食などの提供可能
施設の全部、または一部に設置可

既存特定飲食提供施設

喫煙可能室 ※3条件あり



○喫煙が可能
○飲食などの提供可能
施設の全部、または一部に設置可

●この標識を、施設の出入口・喫煙室の入口に必ず掲示してください。

※3 条件は厚生労働省ホームページをご参照ください。

改正健康増進法には配慮義務が定められています。

！ 受動喫煙の場所

健康づくりに関する市民意識調査
(2024年度)結果より

喫煙者の配慮義務

●屋外や自宅などで喫煙する際の配慮

屋外や住居・ベランダなどで喫煙する場合であっても、喫煙者には望まない受動喫煙を生じさせることがないように周囲の状況に配慮する義務があります。

例：人の往来が多い場所では吸わない。子どもの近くで吸わない。煙が他の居住者宅へ入るような場合は、ベランダなどで喫煙をしないようにする。

施設管理者の配慮義務

●屋外に喫煙場所を設置する際の配慮

屋外に喫煙場所を設置する場合、施設管理者は望まない受動喫煙を生じさせることがない場所とするよう配慮する義務があります。

例：人の往来が多い歩道付近や店舗の出入口付近、利用者が多く集まる場所などには設置しない。

！ 家庭 25.1%

！ 飲食店 24.1%

！ 路上 34.6%

！ 職場 26.4%

喫煙しない人もたばこの煙に近づかないようにしましょう。

望まない受動喫煙のない
社会の実現に向けて、

市民の皆様のご理解とご協力をお願いします。
まちぐるみ禁煙支援事業の取り組み
詳しくは市のホームページをご覧ください。



受動喫煙対策専用サイト（厚生労働省）
なくそう！望まない受動喫煙。

<https://jyudokitsuen.mhlw.go.jp>



内容に関するお問い合わせ先

富山市保健所
地域健康課健康係

電話：076-428-1153 受付時間：平日8時30分～17時（祝日を除く）

